

アドボカシー制度の創設を待望して

特定非営利活動法人こらーるたいとう

代表 加藤真規子

精神障害者・知的障害者になることにより、生活の質を著しく低下してしまった（されたというほうが適切だろう）人々の自律（セルフコントロール）を目ざして、安心・安全・自由な関係に基づくアドボカシー制度の創設を待望する。アドボケートは医療機関や施設などにおいて強制入院や行動制限の要件、処遇基準をめぐって本人の権利の権利が侵害されていないかどうか、あるいは、地域生活のあらゆる場面において権利が侵害されていないかどうかを把握し、本人の人間として権利を守り、本人の意思の実現をはかる

1. 誰がアドボケートになれるのか

- ① 本人に選ばれた人であること
- ② 中立ではなく、本人の立場に立って援助・代弁をおこなう人であらねばならない。
- ③ 本人が利用している病院や施設の関係者でないこと。これには当事者であっても、本人と同じ病院や施設の利用者の場合はアドボケートにはなれない。
- ④ アドボケート養成講座を創設し、この養成講座を必ず受講すること。

2. 費用はどうするのか

- ① 税金でまかなう。
- ② 本人が生活保護受給中の場合には生活保護制度から支給すること。

3. どんな仕事をするのか

- ① 本人の意思・意志の尊重と、本人の権利（安心・安全・自由）を守ること。本人の立場を守る。
- ② 医療や福祉のパターナリズムに対抗する。
- ③ 本人の意思を実現するためのサポーターであり、本人の意思を必要なら代弁しなければならない。
- ④ 本人を虐待・放置から保護しなければならない。

4. アドボケートにはどんな特権が認められるのか

- ① 本人が精神科病院に入院中・社会福祉施設に入所中の場合は、必要な場

合はいつでも本人に面会できる。

- ② 本人の了解があればカルテ・相談録を見ることができる。
 - ③ 本人の代理者として、医師・看護職・社会福祉職・薬剤師等、職員と面談し、問題解決をはかることができる。職員は本人かアドボケートからの依頼があれば面談し、問題解決に協力すること。
 - ④ 本人の代理者として、行政等関係機関の職員と面談することができる。行政等関係機関の職員は面談しなければならないとする。
 - ⑤ 本人の代理者として不服申し立てを行政に対して行うことができる。
5. アドボケートが遵守しなければならないこと
- ① あくまでも本人の立場にたって援助・代弁を行うこと。
 - ② 本人の情報はもとより、関係機関・関係者にかんする情報もこの仕事の遂行以外には使用してはならない。
 - ③ 記録を残すこと。しかし記録の方法はビデオ・写真・録音・書くことなどアドボケートが選択してよいものとする。
 - ④ アドボケートを監査し、相談にのるシステムを創設したほうがよいと考えるが、どんなシステムがよいかはもう少し熟考したい。

6. アドボケート養成講座

例：ニューヨーク・ウェストチェスター・ロックランド・アドボカシー連合の場合

○活動場所

入院施設・地域社会

○トレーニングの内容

<72時間の教室でのトレーニング>

- * 団体 (NYWRAC) の歴史
- * 精神科患者解放運動の歴史
- * 精神医療以外の健康法
- * 異文化の人たちと交わる能力
- * 多様性トレーニング
- * 給付と権利
- * 秘密保持と倫理
- * 精神衛生法、措置入院、患者の権利
- * セルフヘルプの技術
- * グループのファシリテーション・トレーニング
- * 希望とリカバリー
- * 重複障害

- * 女性の声
 - * 交渉の技術
 - * コミュニケーション技術
 - * 実際にやってみる / ロールプレイ
 - * 地域社会における精神保健サービス
 - * ピア・アドボカシー：哲学と価値
 - * システム・アドボカシー
 - * 司法制度
 - * 何らかの問題をもつ個人に対する保護・アドボカシー (PAIMI)
 - * 精神科の専門識者と話す
 - * 内面からの贈り物
 - * つなぐこと
 - * スピリチュアリティ
 - * 価値の交換
 - * 一方的な統合失調症
 - * 事前指示書(自分で意思決定ができなくなった場合の希望を書いた文書)
- < 48 時間の実習 >
- ロックランド精神科センター (病院) での実習

